



「年収の壁」 どう変わる!?

「年収の壁・支援強化パッケージ」

社会保険の適用拡大が迫り、これまでも言われてきた「年収の壁」が改めてクローズアップされています。
そこで政府が「年収の壁」問題への対応策を出しました。

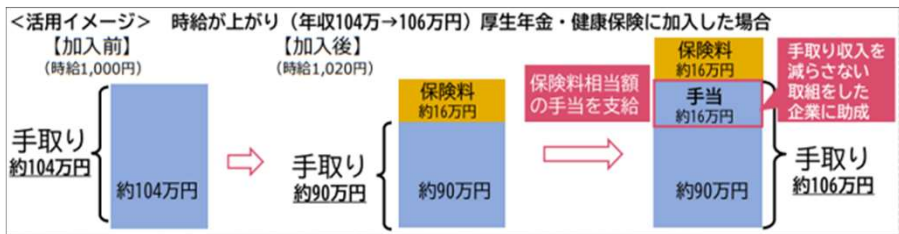
Q 助成金をもらえるの？

厚生年金保険加入者が一〇一名（令和六年十月以降は五一名）以上の企業のみ対象です。

短時間労働者の収入が一〇六万円を超えて、新たに社会保険の適用となる際に、手取りが減らないように工夫した**事業者に向けての助成金**が創設されました。

賃金の十五%以上を労働者に追加支給すると、三年間で最大五十万円が助成されます。また、週当たりの労働時間を延長することで最大三十万円が助成されるコースもあります。

厚労省HPより



Q 扶養者の年収が 一三〇万円を超えると 扶養から外れる？

収入の増加が一時的な労働時間の延長などによる理由の場合は、すぐに認定を取り消すのではなく、将来の収入見込みを総合的に判断し二年迄は扶養にとどまられるようになります。
配偶者側の事業主が「一時的な収入変動に伴う証明」を提出することになります。

Q 配偶者の 年収が増える と、配偶者 手当をもら えなくなる？



確かに、多くの企業で配偶者手当の支給条件として配偶者の収入が一定額以内であることが要求されています。そのため、配偶者の年収が増えると、結果として、家計全体で見ると時の手取り収入が減る場合があります。この仕組みが就業調整の要因となっているため、政府のてこ入れが入ります。
今後、来春の賃金交渉に向けて企業側に配偶者手当の見直しを促すための施策が政府主導で行われることが予想されます。

厚労省からの お知らせ 「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまおう。
年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまおう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、厚生年金や健康保険の加入に際して、**手取り収入を減らさない取組**を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能**となる仕組みを作ります。

雑感

先日、事務所の新入社員の歓迎会がありました。美味しい食事で話も盛り上がり、いつもの仕事の雰囲気とは違い楽しい夜でした。次以降の雑感では、新入社員のご紹介をいたしますのでお楽しみに。
そして、その後は数人のメンバーで焼鳥屋さんへ。いわゆる「女子会」というものです。美味しい焼き鳥と楽しいお酒、それからお腹が痛いほど笑える話で、お腹も心も満たされました。（三木）



年賀状終いのお知らせ

この度、弊法人では2024年より、全てのお客様に対し年賀状によるご挨拶を控えさせていただくこととなりました。
近年のデジタル環境への移行、自然環境意識の高まりも鑑みつつ、年賀状を控えさせていただくことになりましたことをご案内申し上げます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

